

かかりつけ医・かかりつけ薬局  
を決めましょう

- かかりつけ医があれば、病歴・体質・生活習慣などに基づいた治療を受けることができます。詳しい検査や入院が必要なときは、適切な大病院や専門医を紹介してもらえます。
- 複数の病院にかかっている方は、かかりつけ薬局があれば、薬を一元管理してもらえます。飲み合わせや副作用について、継続的に確認してもらえます。

**Point** 紹介状なしで大病院にかかる場合、**5,000円以上の特別料金(自己負担)**がかかることがあります。

ご協力ください  
上手な医療機関のかかり方

診療時間内の受診を  
心がけましょう

- 診療時間外や夜間、休日に医療機関を受診すると、割増料金がかかります。緊急時を除いて、平日の診療時間内に受診しましょう。
- 安易な時間外受診は、緊急性の高い患者の治療に支障が生じたり、医療スタッフの過重な負担につながります。

**Point** 診療所の営業時間内でも、**18時以降や土曜日の午後、日曜祝日は「夜間・早朝等加算」**がつくため、**通常の診察料に500円(3割負担で150円)**が加算されます。



## ハシゴ受診はやめましょう

- 治療中に「症状がよくなるから」「念のため他の病院で診てもらいたいから」などの理由で、同じ病気なのに病院を次々に変える「ハシゴ受診」をしていると、そのたびに**初診料や検査料**がかかります。また、同じような検査や投薬が繰り返されると、身体的負担も大きくなります。

**Point** **3割負担** 初診料：**860円**  
再診料：**220円**  
さらに、初診の病院で新たに検査すると、**検査料が都度かかります。**

初診料と再診料は**自己負担で640円の差**があります。(健康保険負担では1,510円の差)むやみに病院を変えるのはやめましょう。

ジェネリック医薬品を  
使いましょう

- ジェネリック医薬品は、先に開発された薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、同じ有効成分を使用して作られています。
- 飲みやすく改良されたものが多くあるほか、開発費用が少なく済むので**価格が安い**ことが特徴です。

**Point** **飲みやすさ** ●薬の小型化  
●味やにおいの改良  
●水なしで飲めるように  
**価格の安さ** ●5割以上安くなることも  
(例)花粉症などのアレルギー用薬「アレグラ錠60mg」を「フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg」に変更すると**最大67%OFF**です。

## 薬が余っているときは…

薬剤師にご相談ください。使用期限や安全性を調べ、必要に応じて医師と相談して処方調整をしてくれます。



地域の医療体制を維持するためにも、引き続き、医療機関の適正な受診にご理解・ご協力をお願いします。

# 柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院・接骨院での柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



## 健康保険の対象となる場合

- 外傷性の打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）
- 骨折、脱臼（応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です）



## 健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 病気（神経痛・ヘルニア・五十肩など）からくる痛み・こり
- 日常生活からくる疲れや体調不良等
- 慰安目的のマッサージ代替りの利用
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷等



ご注意ください

「健康保険が使える」と説明を受け施術を受けた場合でも、以上のような理由で、健康保険の対象とならないことが判明した場合は、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。



## 柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるときの注意事項

- 1 負傷の原因を正しく伝えましょう**  
施術をうける原因によっては、健康保険の対象とならない場合があります。どのような原因で負傷したのかを正確に伝えましょう。
- 2 柔道整復師にかかった際に求められる「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、ご自身で署名または押印しましょう**  
施術を保険請求する際に、療養費支給申請書に署名を求められます。負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、署名しましょう。
- 3 領収書は必ずもらいましょう**  
領収書の無償交付が義務付けられています。必ず領収書をもらい、金額などに相違がある場合は協会けんぽへご連絡ください。
- 4 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう**  
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるため、医師の診察を受けましょう。



## 協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

支払審査の過程で必要と判断される場合に、負傷原因、施術年月日、施術内容などを文書にて照会させていただきます。そのため、受診の記録（負傷部位、治療日、治療内容など）や領収書を保管していただき、照会がありましたら、ご自身で回答書をご記入いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】業務グループ (TEL 073-421-3102)

